解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月三十日

福岡市博多区空港前二丁目五番四〇号

株式会社ＪＦＣ

代表清算人　中野　猛

解散公告

当社は、平成二十九年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月三十日

福岡県糟屋郡新宮町大字上府六八九番地

有限会社ドクター・エコノミー

清算人　安武　碩生

解散公告

当社は、平成二十九年五月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月三十日

福岡県宗像市原町字頭割二〇〇番地六〇

有限会社栄盛堂

代表清算人　山口　琢也

解散公告

当社は、平成二十九年五月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月三十日

佐賀県唐津市和多田南先石一番一三号

有限会社ラン企画

清算人　宮口　米満

解散公告

当社は、平成二十九年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月三十日

長崎市魚の町三番八号　有限会社清和

代表清算人　彌永　學

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十九年五月十六日厚生労働大臣の認可により解散しましたので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月三十日

東京都品川区東大井五丁目一二番一〇号

全国労働衛生機関厚生年金基金

代表清算人　立道　肇

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年三月三十日に解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年五月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月三十日

宮城県仙台市青葉区国見四丁目四番七号

エマルシェさくら野労働組合

清算人　岩本　貴信

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十九年四月五日開催の臨時組合総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年五月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月三十日

茨城県行方市四鹿字梨木窪二〇二番地八

農事組合法人麻生町葉たばこ生産組合

清算人　箕輪　金造

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年十二月十二日開催の理事会及び評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年五月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年五月三十日

栃木県宇都宮市石井町二五〇五番地一

学校法人飯鉢学園

代表清算人　飯鉢　治雄

第十四期決算公告

平成二十九年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部

資産の部計　五、三二九、四九七

負債及び正味財産の部

負債の部

負債の部計　四、〇一一、〇五〇

正味財産の部

正味財産の部計　一、三一八、四四七

負債及び正味財産の部計　五、三二九、四九七

平成二十九年五月十三日

東京都墨田区東向島六丁目三七番四号

一般社団法人アクティブケアアンドサポート

代表理事　小池　一歩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県石巻市和渕字清水六番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　相澤　憲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月三十日

宮城県仙台市青葉区一番町一―一六―二三

一番町スクエア六Ｆ―Ｇ仙台ともしび法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　英拓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県南陽市宮内二五八六番地、最後の住所山形県上山市高野字下小屋一七六番地一

特別養護老人ホーム蓬仙園

被相続人　亡　山口　てい

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月三十日

山形県南陽市三間通一〇七一番地一

相続財産管理人　司法書士　菅原　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市三俣町一丁目一四番地二一、最後の住所群馬県前橋市西片貝町二丁目一八二番地　被相続人　亡　鎌塚　善彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月三十日

群馬県前橋市櫛島町六三番地一

相続財産管理人　弁護士　宮下　章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市末広一丁目二四七番地、最後の住所埼玉県川口市末広一丁目二七番一号　被相続人　亡　保坂　幸男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月三十日

埼玉県さいたま市南区南本町一丁目一六番九号フォーラム南浦和七階南浦和法律事務所　相続財産管理人　弁護士　青山　隆治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区成城五丁目六七一番地、最後の住所埼玉県さいたま市岩槻区城南四丁目三番五号　被相続人　亡　山形　明彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月三十日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目三番一八号関本ビル四階荒木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　荒木　直人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県行田市佐間三丁目一〇番、最後の住所埼玉県行田市佐間三丁目一〇番一三号　被相続人　亡　石井　芳夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月三十日

事務所埼玉県熊谷市筑波三丁目一九三番地

熊谷通運ビル五階　安田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安田　孝一